

令和元年期（第9期）監査報告書

Audit Report 2019

令和2年 2月 3日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条および本法人の定款第 25 条に基づき、令和元年期（第 9 期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

白柳一美



1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにメーリングリストに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、隨時必要な説明を求めました。出席できなかつた理事会については、議事録により内容を確認し、必要に応じて説明を求め、適切性を確認しました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。重要な決裁文書及び報告書はグループウェアの承認決裁機能を用いて閲覧し、理事等が決裁したものを監事として確認し、適切なものに承認の決裁を下しました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表に報告と説明を求めました。

2、監査結果

(1) 事業報告について

令和元年期には、本法人定款第3条にある事業目的に沿つて実施され、その内容は、性同一性障害当事者やその理解者などを支え励まし得るような、公益性の高さを持ち合わせていたことを認めます。また、必然性のない支出の整理により、2年連続で収支の改善が実現されています。

公式リーフレットの配布・配架依頼や講師派遣により、LGBTと性同一性障害の違い、日常生活に具体的な困難を抱える性同一性障害当事者における医療的・福祉的支援の必要性などについて積極的な発信が行われました。公式ホームページの刷新は、近年の社会情勢に照らしても必要性が高く、コンテンツが増加しつつあることを含め、大きく評価されます。来期以降もこうした啓発や戦略的広報を続けていくことを期待します。

地域交流会事業については、支部体制の弱体化が懸念されます。後継者育成と人材発掘が急務と考えます。当事者の居場所を持続的に保っていくための具体的対策を審議し、実行していってください。

令和2年3月22日開催の定時会員総会議案書に報告事項として記載されている『令和元年期事業報告』は、法令及び定款に従つて、当法人の状況を正しく表示していることを認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『令和元年期（第9期）決算報告書』にあるように、令和元年期にかかる計算書類及びその附属明細書は、顧問税理士からの指導助言に基づいて作成されており、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

本法人は過去数年にわたり、該当年度の決算資料（経常増減額表、正味財産増減計算書ならびに貸借対照表等）が整えられた状態で定時会員総会を正常に開催することができていませんでした。こうしたなか、平成30年3月3日、平成31年3月2日と、2期連続で定時会員総会が正常に行われ、決算資料についても承認決議に至ったことは大きな前進です。令和2年期定時会員総会はGID（性同一性障害）学会研究大会の会期に合わせて開催を計画しており、全国各地に点在する正会員らの参加可能性を高めた点が評価できます。

令和元年期中の理事会は、ビデオ会議を用いるなどの工夫により、月1回の開催が予定通り確実に行われました。その内容は各地域支部の支部長・副支部長に参加の門戸を開いたものとなっており、理事会と地域支部とが一体的に活動展開していくことに貢献したと言えます。一方で、理事会での審議内容や決議状況が会員らに開示されていない状況は残念です。ホームページの改修がさらに進展するなかで実現されることを期待します。

また、令和元年期には、平成29年期中に発生した前顧問税理士との係争関係について、代表はじめ理事らが協力して適切に対応し、平成31年3月26日には、先方の訴えには理由がないとの判決を得ました（八王子簡易裁判所 平成30年（ハ）第899号顧問料請求事件）。多額の請求を訴えられ、法人の維持存続が揺さぶられかねない危機的状況のなか、法令等を遵守しながら適切に対処し、会員らの財産と法人として社会的信用を厳守したことを探します。

なお、監査報告において重大な不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表の法人ならびに理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

代表が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実は確認されていません。グループウェアの活用、ビデオ会議を利用した理事会の実施、地域支部の主体性をより強めるた

めの理事定数増加など、代表の独裁を発生させない監視体制と意志決定プロセスの整備が着実に進められていることを指摘します。法人ならびに理事会運営において、代表による特権的行為および独裁はないと認めます。

（5）理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白